

平成 19 年 9 月 5 日

大阪市長 關 淳一 様

大阪市路上喫煙対策委員会

委員長 鬼 塚 明 夫

「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について

(「喫煙設備のあり方について」)

審議結果報告書 (中間答申)

平成 19 年 4 月 25 日付け大環第 4 6 号で諮問のありました件について、別添のとおり答申します。

「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について  
(「喫煙設備のあり方について」)

審議結果報告書（中間答申）

平成19年9月5日

大阪市路上喫煙対策委員会

## はじめに

「大阪市路上喫煙対策委員会」では、平成 19 年 4 月 25 日、大阪市長から『路上喫煙禁止地区』にかかる考え方について」の諮問を受け、このうち第 1 の諮問項目である『路上喫煙禁止地区』の指定について」の中間答申（以下「第 1 回中間答申」という）を、6 月 28 日に提出した。これに基づき、7 月 4 日、市長は、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」（以下「禁止地区」という。）に指定したところである。

当委員会では、各諮問項目について引き続き審議を進めてきたが、このたび、ここに「喫煙設備の設置について」の審議結果をとりまとめた。

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）は、道路等の公共の場所の喫煙設備の周辺における喫煙については規制の対象外としており、その他の喫煙設備についても特に規定がなく、喫煙設備についての考え方を積極的に示してはいない。

しかし、路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐという条例制定の趣旨に照らせば、喫煙設備のあり方も自ずと見えてくる。

当委員会は、路上喫煙による迷惑・危険の問題は、基本的にはマナーやモラルの問題である、という考え方を前提に、これまで、審議を進めてきた。

こうした考え方に立った検討の結果、「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、設備そのものが喫煙による迷惑・危険に配慮したものであることはもとより、さらに積極的にマナーやモラルの向上に資すべき啓発的意味合いを持たせるべきであるという結論に達した。

また、「禁止地区」以外の地域において既に大阪市が設置している吸殻容器（街頭ゴミ容器と一体のもの）についても、路上喫煙による他人への迷惑や危険を防ぐという条例の趣旨に沿って、再配置するべきある。

大阪市は、本答申に示した審議結果に基づき、マナー、モラルの向上により路上喫煙の迷惑・危険を防止するという目的意識をもって、喫煙設備の整備に取り組まれない。

## 1 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方

### (1) 「条例」の趣旨および「禁止地区」指定の考え方

「はじめに」に記したように、「条例」の趣旨は、路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐ、ということであり、また、当委員会としては、路上喫煙の被害の防止の効果は、マナーやモラルの向上によってもたらされる、と考えている。

「禁止地区」指定にかかる考え方もこれに沿ったものである。

当委員会では、「禁止地区」を指定する際の考え方・条件として、6月28日の第1回中間答申において、以下の点を挙げた。

- ① 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域であること。
- ② 通行者数が比較的多い地域であること。
- ③ 大阪を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域であること。
- ④ 地域の明確性を確保できること。

このうち、①、②は、「路上喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすことを防ぐ」という、「条例」の趣旨に沿った考え方であり、③は、「マナー、モラルの向上」を図るため、「禁止地区」に啓発効果・PR効果を期待したものである。(④は、過料徴収時における行為者等にとっての地区区分のわかりやすさの確保を念頭に置いたものである。)

## (2) 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」についての考え方

「禁止地区」指定に伴う喫煙設備についての考え方は、(1)のような、条例の趣旨や、「禁止地区」設定の考え方との整合性に鑑みて、次のように整理できる。

### ① 効果的な啓発機能、PR機能を有することが望まれる。

「第1回中間答申」において、「禁止地区」における規制は、「『禁止地区』における規制や啓発活動を見聞きする喫煙者のマナーの向上への契機となるというプラスの波及効果を持つ」とともに、「全市的に路上喫煙を抑制するPR効果をもたらすこと」を指摘し、「禁止地区」を指定しての規制が「大阪市が全市に向けて、ひいては全国に向けて、良好な喫煙マナーのあり方をPRし、率先してそれを普及拡大させていく」効果に期待する旨を記した（「第1回答申」3ページ）。

「禁止地区」内または隣接部分に設置する「喫煙設備」は、まず、このような「禁止地区」のもつ啓発・PR効果をさらに高めるものとして位置付けなければならない。

たとえば、良好な喫煙マナーのひとつに「決められた場所での喫煙」が挙げられるところ、適切に配置された「喫煙設備」を通じて、この意味での良好な喫煙マナーの定着が期待できよう。

### ② 「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮して設置されなければならない。

①の理由から、「禁止地区」指定に伴う「喫煙設備」は、「禁止地区」から遠く離れた場所ではなく、「禁止地区」内またはその隣接部分に設置する必要があるが、同時に、この「喫煙設備」は、できる限り喫煙による迷惑や危険を及ぼさないという要件を満たさなければならない。「禁止地区」は、本来、路上喫煙による影響の大きな地域であるため、そのエリア内におい

て「喫煙設備」を設置する場所を選定する場合には、「禁止地区」にはまれであると思われる歩行者の動線から離れた広い場所などを探して特に慎重に決定する必要があるし、「禁止地区」隣接地に設置する場合にも同様の注意を払って設置場所を選定しなければならない。

## 2 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件

1 (2) に示した基本的な考え方に照らすと、「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備の設置場所の条件は次のとおりとなる。

### ① 迷惑や危険の最小化

設置場所は、人通りの多いところから十分距離をとるなど、喫煙によって他人への迷惑や危険を及ぼすおそれが低い場所を選定する必要がある。

### ② 場所の広さとわかりやすさ

喫煙設備が、路上喫煙マナー、モラルの向上のための啓発、PR効果をもつ、非喫煙者にも受け入れられるような分煙マナーのシンボル、いわば広告塔のような役割を担うことが望ましい。このためには、設置場所はある程度の広さが必要である。(広さは、①の迷惑や危険の最小化の観点からも重要である。)

また、啓発効果の観点からは、多くの人が認知しやすい場所、わかりやすい場所にあることが望まれる。

これらのふたつの条件に該当し、加えて以下の条件を満たす場所が、「喫煙設備」を設置することが適切な場所といえる。

### ③ 法規制のクリア

①②の観点から適地であっても、道路や交通等にかかる法規制をクリアしなければならない。これは、設備の仕様についてもあてはまる。

### 3 「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備整備の留意点

1 (2) に示した基本的な考え方に照らすと、「禁止地区」指定に伴い設置する喫煙設備整備の留意点は次のとおりとなる。

- ① 灰皿の設置位置の検討、壁・パネルの利用などにより、煙の浮流を最小限にとどめること。
- ② たばこが燻らないように灰皿の底部に水を張るなどの工夫をすること。
- ③ 喫煙設備周囲の喫煙可能区域を明確にするため路面に何らかの表示を行うこと
- ④ 啓発用パネルの使用などにより、路上喫煙マナーの向上を訴える具体的な表示を行うこと。
- ⑤ 啓発・PR効果に配慮しデザインを工夫するとともに、景観に留意した設備とすること。
- ⑥ 維持管理・清掃を適切に行うこと。

### 4 その他

#### ① 「喫煙設備」の設置数について

上記2の条件を満たす候補地は、御堂筋等の「禁止地区」においてそう多くないと思われる。啓発・PR施設である側面も考え合わせると、3カ所以内（ただし、あくまで適地がある限りにおいて）で足りると考える。

#### ② 設置後の評価、周囲への影響への対応

設置後も、利用者数を確認するなどして、喫煙設備が有効に機能しているか評価する必要がある。

啓発の表示についても、適宜内容を変更するなどして、効果的なPRに取り組むことが大切である。

なお、設置したものの、周囲への喫煙による迷惑等の影響その他を総合

的に勘案してやむをえないと判断される場合には、撤去や移設を行うべきである。また、将来、禁煙に向けた国際動向に伴い、路上喫煙による迷惑や危険が解消されるに至った時は、撤去するべきである。

# 付 属 資 料

## 審 議 経 過

会 議 名	開催年月日	審 議 内 容
第1回 大阪市路上喫煙対策委員会	平成19年4月25日	<p>諮 問 「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「路上喫煙禁止地区」の指定について</li> <li>2 喫煙設備のあり方について</li> <li>3 「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について</li> <li>4 その他路上喫煙の防止に関することについて</li> </ol>
第2回 大阪市路上喫煙対策委員会	平成19年5月16日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「路上喫煙禁止地区」の指定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「禁止地区選定」の基本的な基準</li> <li>・その他の考慮すべき事項</li> </ul> </li> </ol>
第3回 大阪市路上喫煙対策委員会	平成19年5月29日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「路上喫煙禁止地区」の指定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・「禁止地区」の範囲(御堂筋・市役所周辺)</li> <li>・時間を限っての規制について</li> <li>・普及啓発の考え方</li> </ul> </li> </ol>
第4回 大阪市路上喫煙対策委員会	平成19年6月11日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「路上喫煙禁止地区」の指定について <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとめ</li> <li>・中間答申について</li> </ul> </li> <li>2 喫煙設備のあり方について</li> </ol>
審議結果報告(中間答申)	平成19年6月28日	「路上喫煙禁止地区」の指定について
第5回 大阪市路上喫煙対策委員会	平成19年7月5日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 喫煙設備のあり方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の考え方(趣旨)</li> <li>・パブリックコメントの主な意見</li> </ul> </li> <li>2 「(仮称)重点啓発推進地区」について</li> </ol>
第6回 大阪市路上喫煙対策委員会	平成19年8月20日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 喫煙設備のあり方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・まとめ</li> <li>・中間答申について</li> </ul> </li> <li>2 「(仮称)重点啓発推進地区」について</li> </ol>

大阪市路上喫煙対策委員会 委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	職 業 等
委員長	きおい あきお 鬼追 明夫	弁護士（なにわ共同法律事務所）
委員長代理	まつもと かずひこ 松本 和彦	大阪大学大学院高等司法研究科 教授 （憲法・環境法）
委員	さかぐち かつじ 坂口 勝治	大阪南部たばこ商業協同組合 理事長
委員	にしおか よしはる 西岡 義治	大阪市PTA協議会 会長
委員	にしだ けんじ 西田 賢治	大阪商工会議所 常務理事 事務局長
委員	はなしま あつこ 花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師
委員	もりた あきのぶ 森田 昭信	大阪市地域振興会 会長